

学校いじめ 防止基本方針

高農

令和6年4月
高田農業高等学校

目 次

はじめに	1 ページ
いじめ関連法令等	2 ページ
いじめの未然防止	3 ページ
【いじめ対応の基本的な流れ（概要）】	4 ページ
【いじめ対応の基本的な流れ（詳細）】	5 ページ
保護者連携のポイント	9 ページ
いじめ重大事態発生時の学校における対応	14 ページ
生徒の自死(含む疑い)の連絡があった場合の学校における対応	15 ページ
重大事態発生時の学校対応マニュアルについて	16 ページ
チーム学校の実現に向けて	17 ページ
新潟県いじめ対応総合マニュアル 県立学校編【補足事項】	18 ページ
資料1～3	19 ページ



はじめに

県教育委員会では、平成30年9月の「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会(第三者委員会)」第3号案件の指摘や提言、平成30年10月から12月にかけての「いじめ対策総点検」で明らかになった課題などを踏まえ、外部有識者の検討のもと、「新潟県いじめ防止基本方針」(H26.3制定、H30.2改定)のマニュアルを作成しました。

令和2年3月には、保護者と連携したいじめの対応などを追加して「県立学校編(改訂版)」として改訂するとともに、「小・中学校編」も完成し、成長段階に応じた一貫したいじめ対応を推進する「新潟県いじめ対応総合マニュアル」としました。

このたび、令和2年12月に施行された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」や令和5年2月文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」ほか各種通知、加えて、各学校がこれまで感じていたいじめ対応における課題を踏まえて、マニュアルを改訂しました。

県立学校においては、令和2年1月に提出された第三者委員会第4号案件の調査報告書の提言の一つである「学校いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用」を踏まえ、本マニュアルを参考に、自校の基本方針とマニュアルの見直しを図るとともに、組織的ないじめ防止対策や教職員の共通認識をより高めるため校内研修の充実に努めていただきたいと考えています。

校長のマネジメントのもと、いじめ対策推進教員をはじめとし、すべての教職員でいじめ対策をすすめるとともに、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実に努めるようお願いいたします。

令和6年3月

新潟県教育委員会

いじめ関連法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年6月公布、9月施行）

・いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・いじめに対する措置（第23条）

・いじめの重大事態（第28条）

第1号 生命、心身、財産に重大な被害
第2号 不登校（年間30日間を目安）
その他 児童生徒や保護者からの申立て

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定）

【目的】いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため

【内容】国、地方公共団体、学校等が実施すべき施策

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月策定）

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）

【目的】いじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に沿った適切な調査の実施に資するため

新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月公布、施行）

【目的】いじめ及びいじめ類似行為の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応並びに発生防止の対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにする。児童等が健やかに成長できることのできる環境の整備に資する。

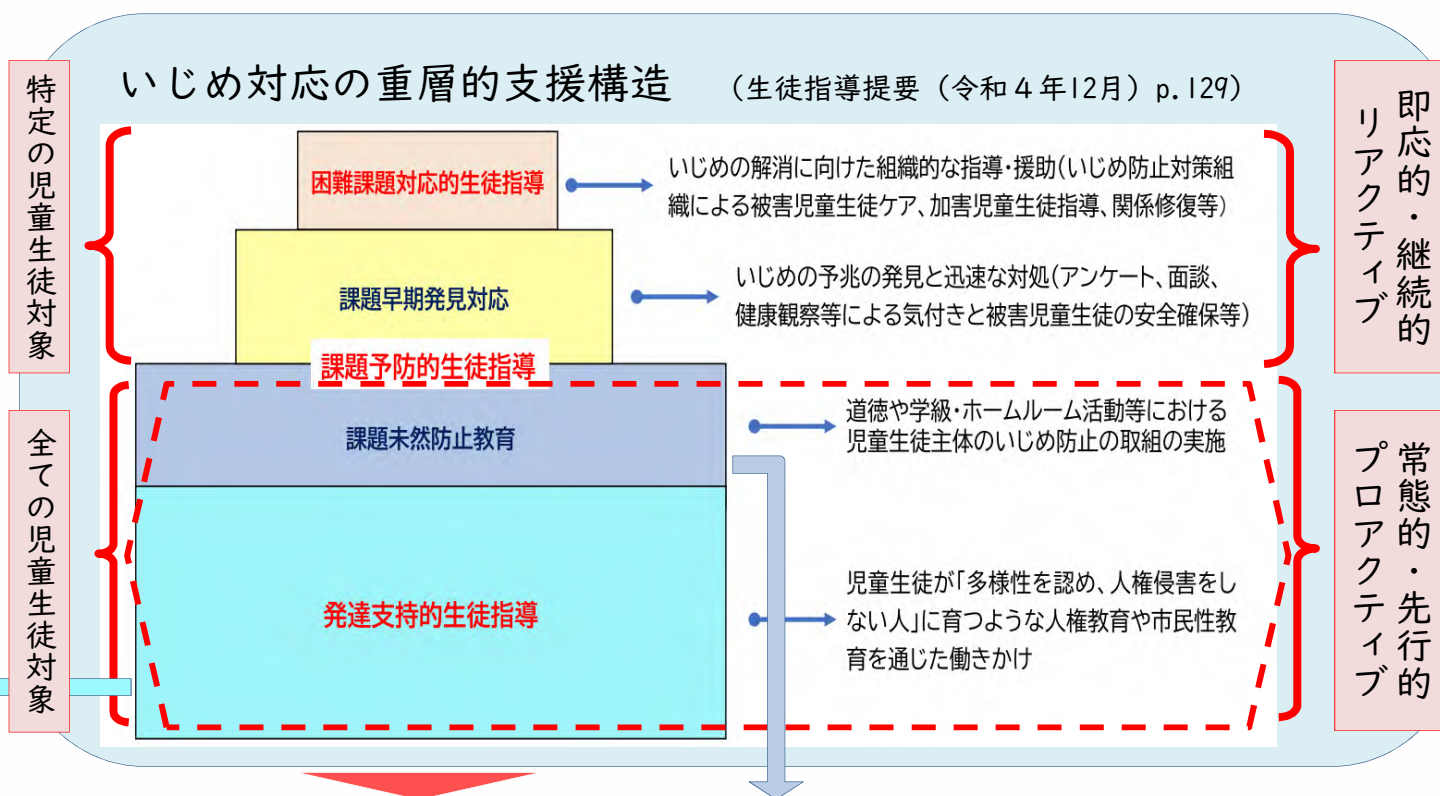
「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

新潟県いじめ防止基本方針（平成26年3月策定、平成30年2月及び令和3年7月改訂）

新潟県いじめ対応総合マニュアル（令和2年3月策定、3年8月改訂、6年3月三訂）

学校いじめ防止基本方針（各学校で作成、毎年見直し）

いじめの未然防止



いじめの未然防止教育 (課題未然防止教育)

【目標】

- 「いじめに向かわない態度・能力」の育成
- 「いじめを生まない環境づくり」

【具体的な取組等】

- ▷ いじめが発生する心理を理解するための「いじめに関する授業・講演会」
- ▷ いじめの4層構造を理解し、「仲裁者」や「相談者」になるための道徳や学級・HR活動
- ▷ 「SNS教育プログラム」、「SOSの出し方に関する授業」
- ▷ ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポートトレーニング、ストレスマネジメント教育
- ▷ 教職員の「いじめられる側にも問題がある」という誤認識の修正、障がいの適切な理解

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

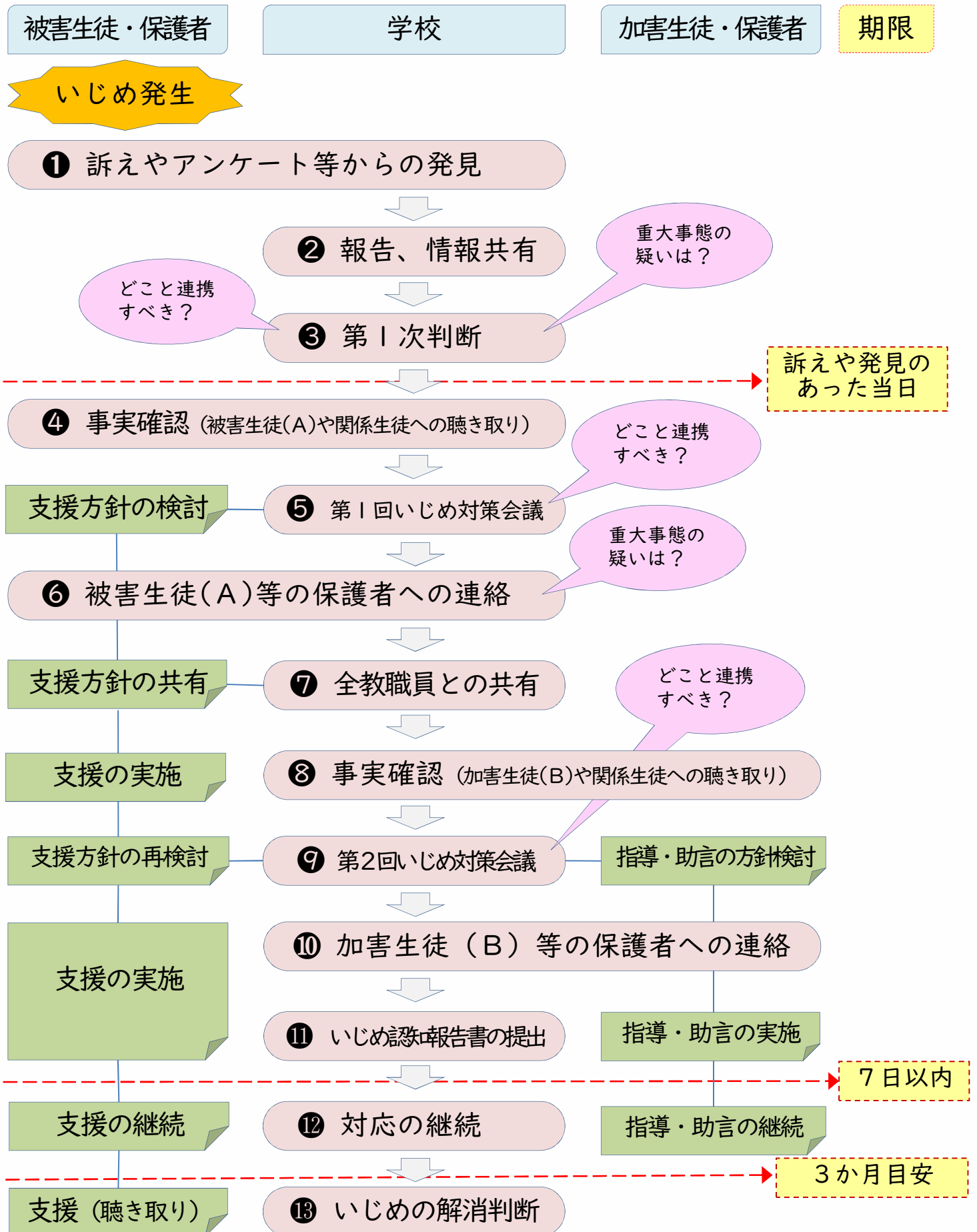
【目標】

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚の育成
- 発達段階に応じた法教育を通じた市民性の育成
- 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり (以下は留意点)
 - ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ・ 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

【具体的な取組等】

- ▷ 児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事を通じた個と集団への働きかけ
- ▷ いじめの背景にあるストレス (「競争的価値観」、「*不機嫌怒りストレス」) の緩和
 - * 授業中の嘲笑や行事の際のからかいなどを放置しない
- ▷ 分かりやすい授業、児童生徒が考え、話し合い、発表する機会の増加
- ▷ 学力以外の、児童生徒が興味を抱き、好きになり、夢中になれることの提供
- ▷ 異年齢交流の取組、他者と関わる機会の工夫

【いじめ対応の基本的な流れ（概要）】



いじめ発生

① 本人以外からの訴え等による発見

本人以外の生徒や保護者等からの情報提供 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●本人以外の生徒や保護者等からの情報

【記録用紙①-1】→ 第1次判断・第1回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 具体的な事実（5W1H）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 学校が、本人に対しての聴き取り等の対応を行うことのを了承を、情報提供者から得る

★ 寄せられた情報について、被害生徒が行為を知らない場合、「いじめ類似行為」として対応

① アンケートからの発見

アンケートからの発見 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●回収したアンケート用紙の確認・取扱

- (1) 回収当日に複数の教職員でアンケートの記載内容を確認し、訴えや疑いのあるものをいじめ対策推進教員に報告する
- (2) 回収したアンケート用紙を、すべて管理職に提出する
- (3) 回収したアンケート用紙を、少なくとも5年間保存する

① 本人からの訴え等による発見（事実確認Ⅰ）

被害が疑われる生徒(A)からの訴え → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●いじめ被害が疑われる生徒（A）からの聴き取り

（教職員等が発見した後、本人から聴き取る場合も含む）

【記録用紙①-1】→ 第1次判断・第1回いじめ対策会議の資料にする

- (1) より具体的な事実（5W1H）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 被害行為について、どう感じたか（思っているか）を聴き取る
- (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
- (4) 「必ず（徹底して）守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
- (5) 加害が疑われる生徒（B）から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
- (6) A保護者に連絡することのを了承を得る
- (7) AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る。Aが保護者連絡を頑なに拒んだ場合であっても、⑥において、学校が保護者へ連絡し、Aが保護者連絡を拒んでいることを含めて報告する

② 報告、情報共有

担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等 → いじめ対策推進教員 → 管理職

●いじめが疑われる情報の報告、集約、共有

【記録用紙①-1、①-2】

- (1) いじめを発見した教職員は、いじめ対策推進教員に、即日報告する
- (2) 報告を受けたいじめ対策推進教員は、いじめを発見した教職員とともに、管理職に、即日報告する

③ 第1次判断

管理職、いじめ対策推進教員、担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

- 管理職まで報告した場で校長（管理職）が第1次判断を行う（校長の不在時に対応が遅れないように校内体制を整えておく）

【記録用紙①-1、①-2】

- (1) 学校が把握した内容について、当該生徒が苦痛を訴えていたり、一般的に捉えて苦痛を感じる蓋然性が高い事案であったりした場合には、校長（管理職）が「いじめの疑いあり」と第1次判断する。 ※「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とすること

(2) 第1次判断直後、以下について検討等を行う

① 第1次判断直後、その日のうちに行うことの検討

- ・ Aの安全を確保する
- ・ Aの現状(心身、欠席等)から、重大事態の疑いの有無を検討する
- ・ Aから詳細な聴き取りの必要性を検討する
- ・ 関わりが深い教職員と情報共有する

訴えや発見の
あった当日

② 第1回いじめ対策会議の開催の計画

- ・ 即日(または翌日)の開催を計画する
- ・ 会議での検討内容の見通しをもつ

③ SC・SSWの活用、前籍校や右記の警察との連携の必要性を判断

【ネットトラブルに対する学校の対応】

- ・ 誹謗中傷のメッセージ等
→ 証拠画面の保存
- ・ 児童ポルノ禁止法に抵触する疑いのある画像
→ 警察への通報・相談

④

事実確認Ⅱ

(被害生徒(A)や関係生徒からの聴き取り)

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問 等

いじめ被害が疑
われる生徒(A)、
関係生徒

● 本人以外からの訴えやアンケートからの発見の場合は、いじめ被害が疑われる生徒(A)や関係生徒から、複数で聴き取りを行う

【記録用紙①-1】→ 第1回いじめ対策会議の資料にする

※「①本人からの訴え等による発見」のいじめ被害が疑われる生徒(A)からの聴き取りに不十分な点がある場合には、再度聴き取りを行う

⑤ 第1回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

● いじめ被害が疑われる生徒(A)への支援方針、その保護者への連絡方法や、加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り方法等の具体的検討

【記録用紙①-1、①-2、②、③】

(1) 事案内容を共有する

- ・ Aからの聴き取り内容等
- ・ Aの現在のようす
- ・ 事実確認の際に確認できた今後の学校の対応に対するAの考え
- ・ Aの現状(心身、欠席等)から、重大事態の疑い有無の判断結果の共有

(2) Aへの支援方針やBや関係生徒(観衆や傍観者)への聴き取り方法を検討する

※重大事態に至らせないための対応策を検討する。(座席・動線の配慮、別室対応等:対応の遅れによっても重大事態に発展する可能性があることに留意すること)

※AがBへの対応を拒んだ場合のAへの支援方針を検討する(Aの不安の軽減策など)

※SC・SSWの活用、前籍校や警察との連携の必要性を判断する

(3) A保護者への連絡方法、内容を検討・整理する

⑥

被害生徒(A)の保護者への連絡

※関係生徒から聴き取りを行った場合、保護者連絡を行う

担任、副担任、
学年主任 等
(管理職)

Aの保護者、
関係生徒の
保護者

● A保護者にAから聴き取った内容と学校の支援方針を伝え、A保護者の意向や要望を聴く
【記録用紙③】→対策会議で検討した保護者への連絡方法を、事前に整理する

(1) Aから聴き取りを行った日のうちに、A保護者に連絡する

- ・ Aから聴き取った内容を伝え、その内容に対するA保護者の反応を聴き取る

★「いじめ」という言葉を使わず、支援、連絡できる

- ・ Aに対する学校の支援方針を伝え、その方針に対するA保護者の反応を聴き取る

- ・ Aの見守りをA保護者に依頼する(A保護者への支援)

(2) 連絡後、A保護者の反応から、重大事態の疑いを検討する

⑦ 全教職員への共有

管理職、いじめ対策推進教員
学年主任、等

全教職員

● 第1次判断翌日の職員朝会や校務支援システム(回覧板)等により、全教職員に早期に共有を行う

(1) 対応途中でも、現状を全教職員に共有

(2) 重大事態の疑いの判断結果の共有

(3) 些細と思われる場合でも、より多くの情報を集めることの共有

(4) Aの安心感につなげるため、校内では全教職員がAと関係生徒を見守る意識の共有

8

事実確認Ⅲ

(加害生徒(B)や関係生徒からの聴き取り)

いじめ対策推進教員
担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問 等いじめ加害が疑
われる生徒(B)、
関係生徒

●加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) その場では指導を行わず、中立の立場で、聴き取りに徹する
- (3) 具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととの相違点について、確認する
- (5) 加害行為に至った背景や心情(原因や動機)を十分に聴き取る。Bが、Aが行った行為が原因である旨を述べた場合は、相互認知の可能性を考慮する
- (6) Aに対する思いを聴き取る
- (7) Bにいじめを止めさせる(指導は方針を検討してから)

●関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) 観衆や傍観者であったことを責めず、AやBを救う立場として、聴き取る
- (3) 関係生徒から具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととBなどから聴き取ったことの相違点について、確認する

9

第2回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

●いじめ加害が疑われる生徒(B)への指導方針、その保護者への連絡方法や被害が疑われる生徒(A)の支援方針等の具体的検討

【記録用紙①-1、①-2、③、④】

- (1) 事案内容の共有
 - ・ Bや関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り内容等
 - ・ Bの現在のようす
- (2) いじめ認知の判断
いじめ被害の訴えがあり、A、B、関係生徒への聴き取り等の対応をした結果、ア～ウのように分類し、その後の対応につなげる
 - ア「いじめ行為あり」
 - ・ Bが、いじめ行為を認めた場合
 - ・ 関係生徒から、いじめ行為を確認できた場合
 - イ「いじめの疑い」のまま
 - (ア) Aからの訴えあり
 - ・ Bがいじめ行為を認めず、関係生徒からもいじめ行為が確認できない場合
 - ・ AがBや関係生徒からの聴き取り等の対応を拒み続けている場合
 - ・ 加害生徒が特定できない場合
 - (イ) Aからの訴えなし
 - ・ 関係生徒や保護者等から、いじめ被害の通報があり、Aに確認したところ、Bによる行為があったことは認めたものの、Aが心身の苦痛を訴えていない場合(限定的解釈の防止)
 - ウ「いじめ類似行為」
 - ・ 保護者や関係生徒等から、いじめ被害の訴えがあり、Aがいじめ被害を知らない場合
※ 対応手順に注意し、Aに事案内容を伝えるかどうかについて、A保護者の意向を確認したうえで、対応策を検討する
 - エ「加・被相互認知」
 - ・ BがAへのいじめ行為を行った背景や動機から、相互認知の必要性を判断

★いずれの場合も、「いじめ」という言葉を使わず、支援、指導、連絡、助言できる

 - (3) Aの現状(心身、欠席等)やA保護者の反応から、重大事態の疑い有無の検討結果の共有
 - (4) Aへの支援方針の再検討とBへの指導方針の検討
※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる
※Bに対するSC、SSWの活用判断、外部機関との連携判断
 - (5) B保護者への連絡方法、内容の検討・整理
 - (6) 全校・学年・学級への全体指導や未然防止の取組の検討

10 加害生徒(B)の保護者への連絡 担任、副担任、学年主任等 (管理職) → Bの保護者、関係生徒の保護者

- B保護者にBから聞き取った内容と学校の指導方針を伝え、B保護者の意向や要望を聴く【記録用紙③】
 - (1) Bから聞き取りを行った日に、B保護者に連絡する(事案により面談を検討する)
 - (2) Bから聞き取った内容を伝え、その内容に対するB保護者の反応を聴き取る
 - ★「いじめ」という言葉を使わず、指導、連絡、助言できる
 - (3) Bに対する学校の指導方針を伝え、指導への協力を依頼するとともに、その方針に対するB保護者の反応を聴き取る
 - (4) Bへの家庭における対応等について、B保護者と話し合う(B保護者への助言)

11 いじめ認知報告書(管理職作成)の提出 管理職 → 生徒指導課

- 管理職が、いじめ認知報告書を作成し、生徒指導課に提出する【いじめ認知報告書(様式1、2)】
 - (1) 様式1(認知報告)をいじめの認知日から7日以内に、生徒指導課にメールで提出する
 - (2) 対応に時間を要したり、遅れたりして、報告書を7日以内に提出できない場合は、理由と提出の目途を生徒指導課に電話で連絡する
 - (3) 様式2(経過報告)を翌月7日までに、生徒指導課にメールで提出する

ここまで7日以内

12 対応(支援・指導・助言)の継続 いじめ対策推進教員担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問等 → AとA保護者 BとB保護者

- 当該生徒(A、B)等への支援・指導や当該保護者への連絡等の対応を、AやBの現状や意向を把握し、組織で検討を重ねながら継続する
 - ※⑧⑩における、B及びB保護者の受け止め等について、A及びA保護者に報告する。
 - ※Aへの支援を、単なる「見守り」とせず、定期的な面談ほか具体的な方法を検討する
 - ※連絡の不足や遅れが、不安を生み、不安が不満・怒りへと変化することに留意する
 - ※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる
- 【記録用紙⑤】

◀対応の視点▶

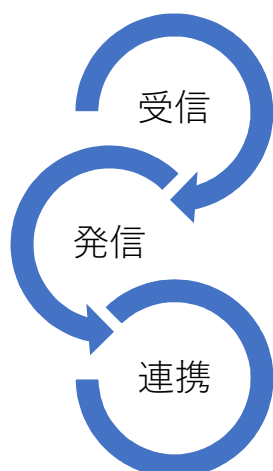
(1) 面談による経過確認	(2) SC・SSWとの連携
(3) 関係機関(警察、医療機関等)との連携	(4) 前籍校や関係する他校との連携
(5) SNS教育プログラムの実施	(6) 全体指導の実施
(7) 生徒会活動との連携	(8) PTAとの連携

3カ月目安

13 いじめの解消判断 いじめ対策組織の構成員

- いじめの解消を組織で判断する【記録用紙⑥、いじめ認知報告書(様式2)】
 - (1) いじめが止んでから3か月を目安に、A、A保護者から面談等で確認したことを根拠に、いじめ対策組織で解消を判断する
 - (2) A、A保護者から面談等で確認したところ、いじめが継続していた場合、Bのいじめを止めさせ、その日から3か月を目安に、同様に解消を判断する
 - (3) 「対応中」か「解消済」をいじめ認知報告書(様式2)に記載し、翌月7日までに、生徒指導課にメールで提出する

保護者連携のポイント



保護者と学校との連携は、生徒が学校を信頼し、安全・安心で充実した学校生活を送るためのもの。
学校の真摯な姿勢が、保護者との信頼関係構築につながる。
そのため、連絡はまず学校から行い、こまめに経過の報告を。学校から連絡がないことは、保護者にとって不安なまま放置されるようなもの。不安は、やがて、不満、怒りとなる。
生徒や保護者の思いに寄り添い、早く対応を始め、すべての生徒を守る支援・指導を継続し、保護者と連絡を密にしながら支援・助言することで、いじめの解消と再発防止につなげる。

①保護者との『電話対応』のポイント

いじめ事案の保護者対応は、電話で用件を伝えて終わらせるのではなく、面談の約束（伺い）までです。

- ポイント1 保護者への電話連絡の際には、伝えなくてはならないことを、組織で検討し、書き出しておくこと。また、管理職は内容を把握しておく。
- ポイント2 原則として担任等関係性の深い教員が保護者に電話連絡をする。また、連絡者の脇に学年主任や管理職等が待機している状況が望ましい。
- ポイント3 日頃の保護者への電話連絡や対応を担当が行っているが、いじめ事案に関しては、状況に応じて、学年主任やいじめ対策推進教員、管理職等が保護者に対応し、保護者の意向や要望を丁寧に聴き取る。
- ポイント4 教職員が情報共有しておくこと。保護者からの電話での問合せや面談時に、「話を聞いていない」「知らない」と返答してしまうことで、学校に対する不信感を生まないようにする。

②保護者との『面談対応』のポイント

いじめ事案の保護者対応は、保護者の話を丁寧に聴き、願いや気持ちを理解したうえで、学校の方針を示して保護者と一緒に対処していこうとする姿勢から始める。

- ポイント1 家庭訪問を連絡したり、来校を依頼したりする段階から、保護者と協力関係を結ぶ関わりは始まっている。面談可能な日時について速やかに調整する。
- ポイント2 校内での面談場所の設定や、誰が対応するのにも学校の姿勢が表れる。他の教職員や生徒が出入りするような場所や、他者の視線が気になるような場所で面談をしない。
- ポイント3 複数で対応し、担任や学年主任が面談に臨む場合でも、はじめに管理職が同席して挨拶をすることが望ましい。記録を忘れずに行う。
- ポイント4 家庭訪問時の第一声は、受け入れていただいたことへの感謝の言葉を発する。
- ポイント5 保護者来校時の第一声は、出向いてくれたことへの感謝とねぎらいの言葉

を發する。

ポイント6 学校の帰責性が明確な点については、まず学校からお詫びすることが必要である。

ポイント7 対応途中であっても、確認できた事実だけでなく、対応（支援・指導）方針を伝え、その後の見通しを伝える。

ポイント8 保護者の気持ちを語る機会（時間）を設け、意向や要望を十分に聴き取る。

③保護者の意向や要望を『傾聴』する際のポイント

保護者の話をよく聴き、事実関係と今の気持ちを把握する。

ポイント1 「保護者の言葉」をさえぎらない

- ・ 伝えるべき内容や聴きたいことは整理しておき、十分話を聴いた後で話す。

ポイント2 相づちの効用

- ・ 「うん、うん」ではなく、「はい」「そうですね」と、丁寧に応対する。

ポイント3 言葉を繰り返し、内容を要約して保護者に確認

- ・ 保護者が、自分の気持ちと言葉を受け止めてくれていると感じる。

ポイント4 怒り、悲しみを受け止め、振り回されない

- ・ 保護者は、被害・加害ともつらい気持ちになる。保護者の立場に立って理解し、対応する。
- ・ 保護者が大声を出しているからといって、悪質な苦情や不当な要求といった先入観をもたないようにする。
- ・ 怒りの背景には何があるかと、保護者の気持ちを解きほぐしていく。
- ・ 保護者の怒りや自身の感情に振り回されないようにする。

ポイント5 事実と推測、感情を区別して聴く

- ・ 「客観的な事実（5W1H）」と「推測」「感情」を区別しながら、丁寧に聴き、両方を大切に扱う。
- ・ 学校としてきちんと把握したい旨を伝え、メモをとることの了承を得る。
- ・ 「客観的な事実（5W1H）」を記録に残し、正確な情報を保護者や教職員と共有できるようにする。

ポイント6 最も訴えたい内容（主訴）を把握する

- ・ 学校に自分の思いを理解してもらいたいという気持ちが強ければ、種々の要望が出るはず。
- ・ 事実関係を整理しながら、「保護者が一番求めていることは何か」を把握するように努める。
- ・ 学校が保護者に対して真摯に対応しようとしていることが伝わり、保護者が感情を表すことができると、気持ちが落ち着く。

ポイント7 「要点」や「今後の対応」などを確認

- ・ 面接の最後に、「話の要点」や「今後の対応」、「連絡方法」等を確認する。
- ・ 学校として、「何をいつまでにできるか」を明確にする。
- ・ できないことは、理由を明確にして、できない旨を伝える。
- ・ その場で回答が難しい場合は、自ら判断して答えずに、「学校内で相談してから回答させていただきます。」とはっきり伝える。

④生徒や保護者から被害の訴え（アンケート記載含む）があった時の対応例

受信

・ 保護者から被害の訴えを聴き取った段階

- 「ご心配をおかけしまして、申し訳ございません」（謝罪）
- （被害生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など
- （被害生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など
- 保護者から連絡があったことを、本人に伝えてよいかを確認する。
- 対応経過について、訴えがあったその日に（家庭訪問した際に、来校いただいた際に、電話で）、もう一度連絡することを保護者に伝える。

1 報

・ 被害を訴えた生徒から聴き取った（在校）段階 → 電話

- 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。
- 「よく話してくれました。（アンケートに記載がありました。）詳細については、後ほど（家庭訪問した際に、来校いただいた際に、電話で）、お伝えします」

2 報

・ 被害生徒から聴き取り、詳細を伝える段階 → 面談（家庭訪問、保護者の来校）、電話

- 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感）
- 「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）
- 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」と、誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 「家の人に伝えることを本人に了解をとったうえで連絡しています」
- 「『家の人には言わないで』と本人は言っているのですが、
①心配である、②命にかかわる、③〇〇さんがご家庭にいるときの見守りをお願いしたいので、（保護者）様にお伝えします」
- 「〇〇と本人は言っています」と、生徒から聴き取った内容を生徒の言葉を用いて伝える。
- 「学校が〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）
 - ①関係生徒、加害生徒からの聴き取りを始めることに対して、被害を訴えた生徒自身の要望を伝える。「本人はこう（OK・NO）言っています」
 - ②場合によっては、保護者に理解を促すよう協力を依頼する。

- ③「被害を訴えている生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。
- 「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」と、学校の対応方針を具体的に説明し、保護者の意向や要望を聴く。
- ①被害生徒への支援方針、加害生徒への指導方針、集団に対する指導方針についての意向や要望を聴き取る。
- ②事実確認のために、学校がSNS等のデータを保存したいことを伝える。
- ③場合によっては、学校が警察に対応について相談すること伝える。
- 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。
- (生徒に命にかかわる言動が見られた場合は、必ず面談で)
- ①保護者向け「自殺予防リーフレット」を見せ、自殺のリスクを保護者と共有する。
- ②「TALKの原則」のページを見せ、家庭での生徒への接し方について助言する。
- ③生徒と話し合ったり、生徒の自室を確認したりして、自殺につながる危険なものを片付けることを保護者に依頼する。
- ④必要に応じて、RAMPsの結果やSCの見立てをもとに、医療機関の一覧や「精神医療相談窓口リーフレット」を示し、医療受診を促す。

「(注) 精神医療相談窓口とは、緊急に精神科医療が必要になった時のために設置されている、電話相談窓口です。

電話番号：0258-24-1510

開設時間 夜間：平日・休日を問わず午後5時～翌午前8時30分

休日：土曜・日曜、祝日の午前8時30分～午後5時

※開設時間以外は、最寄りの保健所(新潟市在住の方は新潟市こころの健康センター)へ相談」

〔 被害生徒の保護者連携の基本 〕

- *いじめを訴えた保護者にとって、学校が対応しているのかどうか分からないことが不安である。
- *現在、学校が把握している客観的事実のみを伝えるようにする。(推測や解釈は×)
- *事実確認等に時間を要する場合には、途中経過(「○○については確認できました」)や、現在の対応を伝え、保護者に学校の対応が分かるようにする。
- *生徒からの聴き取りや支援に対して、保護者が誤解や不信感を抱かれないように、直接面談して説明するようにする。

⑤いじめの認知から解消までの対応

【被害生徒の保護者に対して】

- 学校での被害生徒の様子や加害生徒への対応経過等を伝えるとともに、家庭での生徒のようすを伺いながら、家庭での見守りを継続することを依頼し、信頼関係を深める。
- いじめの解消まで、見守り続けることを伝えるとともに、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを伝える。
- 少なくとも3か月を目安に、被害生徒とその保護者にいじめが止んでいることを面談等で確認する。（解消の判断の根拠になる）

【加害生徒の保護者に対して】

- 「〇〇さんは、帰宅していますでしょうか」と、生徒の所在を確認する。
- 「私と〇〇先生が〇〇さんから話を聴きました」と、誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 教職員の主観が入らないように、生徒から聴き取った内容に基づく事実を伝える。
- 「今後、学校として～のように指導していきます」等、今後の学校の指導方針を具体的に説明した上で、加害生徒の成長に主眼を置いて指導していくことへの協力をお願いします。
- 学校での生徒の様子や指導経過等とともに、「家での様子はどうですか」と家庭での様子を確認する。特別な指導を要する場合には、来校していただいたうえで説明する。
- いじめの解消まで、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことをとおして、生徒の成長の（社会性を育む）ために協力していくことを伝える。
- 被害生徒へ謝罪したい意向があれば、相談に応じる。
- 対応時の最後に、家庭での見守りを依頼する。

〔 加害生徒の保護者連携の基本 〕

- * 連絡は電話で、説明は面談で行うことで、誤解や不信感を抱かれないようにする。
- * 加害生徒の保護者を責めるのではなく、加害生徒のことを心配する気持ちが伝わるようにして、協力関係が結べるように話し合いを進める。
- * 加害生徒が行為に至った心情を理解（共感）しつつも、許されない行為であることを説明する。また、悪意がなくても被害生徒は傷ついていることからその対応への協力を依頼する。
- * 場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。

いじめ重大事態発生時の学校における対応

【いじめ防止対策推進法 第28条】

○第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(自死を企図、心身の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症)

○第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

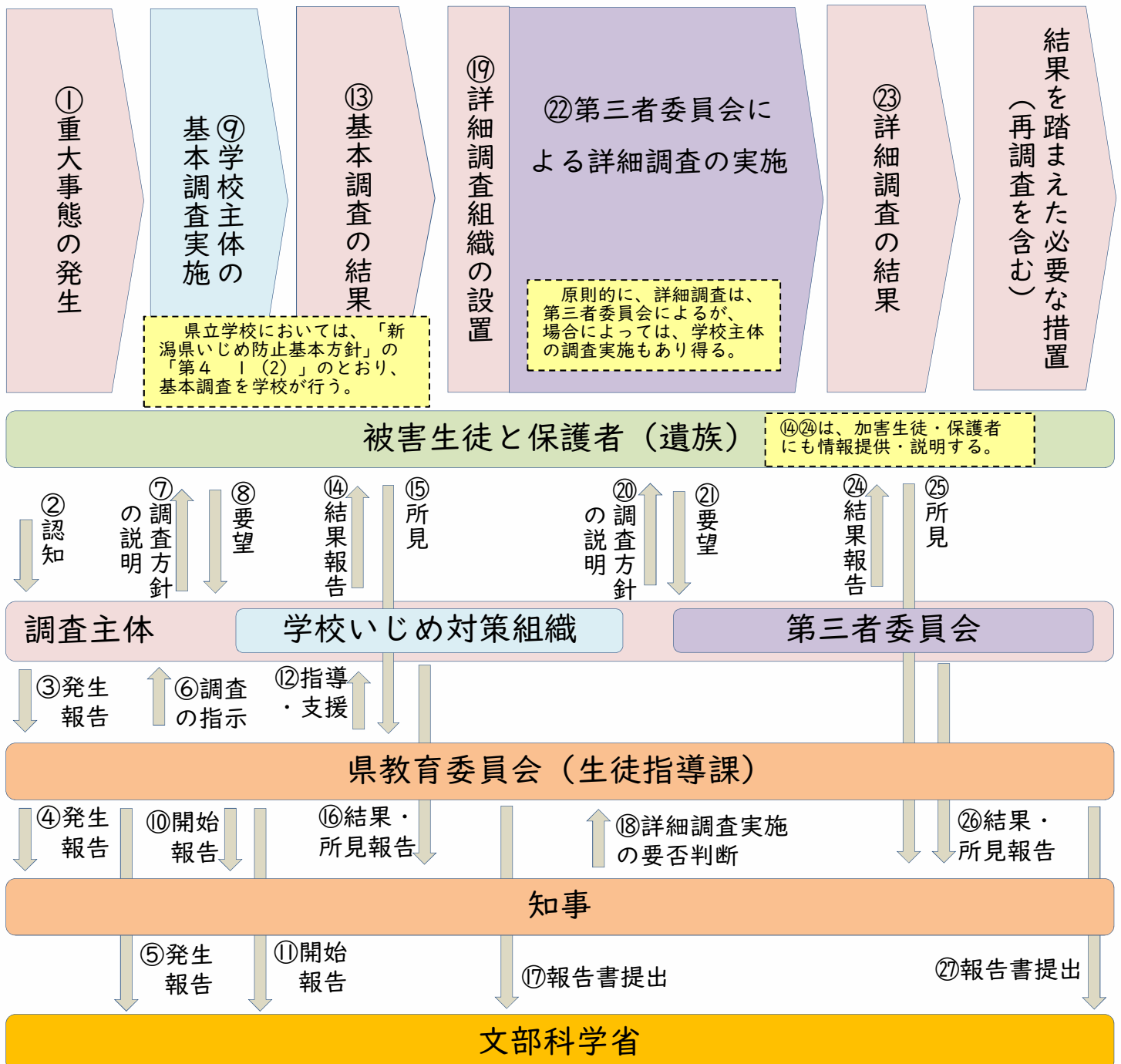
(年間30日を目安、連続して欠席している場合は迅速に着手する)

【いじめの防止等のための基本的な方針】

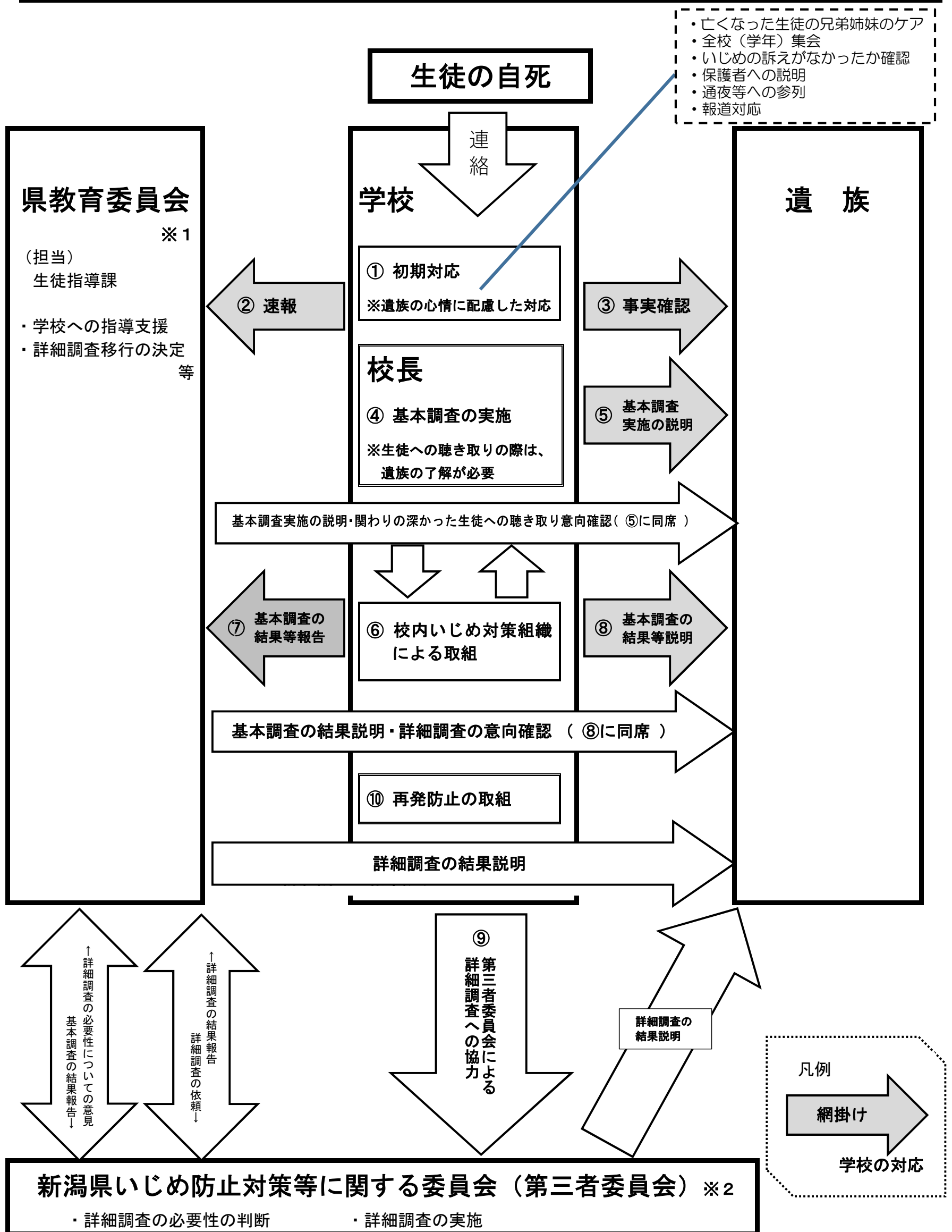
○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき。

万が一、生徒の自殺が起きた時には、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月 文部科学省)に沿って対応する。

また、「緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)も参照する。



生徒の自死（含む疑い）の連絡があった場合の学校における対応



重大事態発生時の学校対応マニュアルについて

※1 県教育委員会

(1) 学校への指導支援

県教育委員会は、学校が実施する基本調査を指導し支援する。

(参考：「背景調査の指針」 p. 9)

(2) 詳細調査移行の決定

- ・ 詳細調査への移行の判断は、学校から基本調査の結果等について報告を受け、第三者委員会の意見を踏まえ、県教育委員会が行う。

(参考：「背景調査の指針」 p. 12)

- ・ いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法により対応が義務づけられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない。

(参考：「背景調査の指針」 p. 13)

(3) 詳細調査の意向確認

詳細調査についての県教育委員会の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要である。

(参考：「背景調査の指針」 p. 11)

(4) 詳細調査の結果説明

県教育委員会は、遺族に、調査により明らかになった事実関係を適切に説明する。

(参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第2項
平成26年3月31日 新潟県教育委員会規則第5号)

※2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）

(1) 詳細調査の必要性の判断

県教育委員会は、詳細調査が必要かどうかの判断について、第三者委員会の意見を求め、その意見を尊重する。

(参考：「背景調査の指針」 p. 12)

(2) 詳細調査の実施

第三者委員会においては、

ア 基本調査結果の確認

イ 学校以外の関係機関への聴き取り

ウ 状況に応じ、生徒に自殺の事実を伝えて行うアンケート、聴き取り

エ 遺族からの聴き取り

等の手順で情報収集・整理を進める。

(参考：「背景調査の指針」 p. 16)

(3) 詳細調査の結果報告

ア 第三者委員会は、詳細調査の結果を、県教育委員会に報告する。

(参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第1項)

イ 調査組織での調査結果について、遺族に説明する。

(参考：「背景調査の指針」 p. 20)

(教高第813号 平成27年9月25日付 通知より)

チーム学校の実現に向けて

(スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携)

スクールカウンセラー(SC)の職務

「こころの専門家」：心理の専門的知識を有する資格者

主な資格：公認心理師、臨床心理士、精神科医等

【児童生徒・保護者への支援】

- 課題を抱えた児童生徒に対するカウンセリング、アセスメント(見立て)
- 保護者とのカウンセリングをとおした子どもへのかかわり方に対する助言
- ※専門領域によっては、心理検査によるアセスメント(見立て)、ソーシャルスキルトレーニングの実施等

【教職員に対する支援】

- 専門的な知見からの助言
 - ・いじめ対策会議や各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・校内研修の講師
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談

【外部機関との連携】

- 医療機関の紹介
- 関係機関の紹介(児童相談所や少年サポートセンター等)

スクールソーシャルワーカー(SSW)の職務

「つなぎの専門家」：社会福祉の専門的な知識を活用して、環境に働き掛ける資格者

主な資格：社会福祉士、精神保健福祉士等

【児童生徒・保護者への支援】

- 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 保護者との面談をとおして、児童生徒の課題が解決できるようなプランの提示

【教職員に対する支援】

- 専門的な知見からの助言
 - ・各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談
- 家庭訪問による家庭への支援

【外部機関との連携】

- 医療機関への同行
 - ・ケースによっては、教員と一緒に同行
- 関係機関とのつなぎ
 - ・経済的なサポートに対する助言
 - ・各種申請への助言
 - ・福祉サービスの紹介

学校の役割

- 児童生徒への支援に関する主担当は、学校である。
- 専門家の助言を受けて、児童生徒の対応を行う。

【効果的な連携のため】

- ・こまめな情報共有
- ・担当者だけでなく、管理職も状況把握(組織対応)

学校いじめ対策組織の構成員

新潟県いじめ防止基本方針には、以下のように掲載されている。

当該学校の複数の教職員※に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される常設の『学校いじめ対策組織』を置くものとする。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※ 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、いじめ対策推進教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。

すべての県立学校には、スクールカウンセラーが配置されていることから、学校いじめ対策組織の一員としてスクールカウンセラーを加え、事案の内容や進捗状況に応じて、対策会議に出席してもらうことができる。

第1次判断

第1次判断は、報告内容が「いじめの疑いがある事案なのか、そうではないのか」を検討し、その後の対応(誰を集め、どのような対策、協議をするべきか)を判断するとともに、「被害生徒を守る対応になっているか」を組織で確認する場面である。

いじめを認知した場合、構成員全体による協議のほか、事案によっては迅速な対応を行う必要がある場合も考えられるため、全ての委員を招集せず、報告を受けた管理職を中心とした関係職員だけで「第1次判断」を行うこともできる。

スクールカウンセラーの職務

いじめ対応に係るカウンセラー等の業務は主に学校内での活動が中心

- (1) 未然防止、早期発見及び支援・対応等
 - ア 児童生徒及び保護者からの相談対応
 - イ 学級や学校集団に対する援助
 - ウ 教職員や組織に対するコンサルテーション
 - エ 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動
- (2) いじめ等を認知した場合、又はその疑いが生じた場合の援助
 - ア 児童生徒への援助
 - イ 保護者への助言・援助
 - ウ 教職員や組織に対するコンサルテーション
 - エ 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

スクールソーシャルワーカーの職務

当事者である子ども・保護者、教職員、地域の住民および関係機関等という学校内や学校の枠を越えて、それらのつながりを一層強化し、協働しながら、子どもの自立を促すためのコーディネーター的な立場

どんなときに活用(要請)できるのか(主な例)

- ① 校内ケース会議や定期教育相談会等であげられた「気になる子ども」について、今後の対応方針などについての助言がほしいときや、学級担任や校内担当者が継続的に取り組んでいるが、家庭問題など学校だけでは見えにくい背景について相談したいとき。
- ② 児童生徒の置かれている環境整備や、公的支援の活用などのため、校外機関とつなげたいとき。(スクールソーシャルワーカーが児童生徒・保護者などと校外機関のつなぎ役となり、問題解決のための新しい体制をつくることができます。)
- ③ 学校内で該当児童生徒については特に問題を感じていないが、保護者の様々な負担を軽減し、家庭での家族関係の調整が必要な事案や、保護者自身が第三者に話を聴いてもらいたいという意思があるとき。(家族支援が子どもの自立を促進します)

スクールロイヤーの活用

- ・ 子どもの権利を守るために、法的な視点で適切な対応ができているかなどの助言を行う。ただし、スクールロイヤーが学校の代理人となり、保護者と対峙するなどの活動は行わない。
- ・ 解決困難な事案に対して、学校が行うべき法律上適切な対応について、スクールロイヤーが指導・助言を行う。

(1) 県立学校の法相談の流れ

- ① 学校(原則校長)が、生徒指導課担当へ概要と相談したい内容を説明
- ② 生徒指導課が相談の可否について検討
- ③ 法相談の実施(県教育委員会の立ち会い)
- ④ その後の経過について適宜報告

(2) 相談内容の例

- ・ いじめの被害・加害生徒やその保護者が、学習権の保障などについて強く要望してきた際の対応
- ・ 学校活動で器物破損した際の費用弁償についての相談
- ・ 学校でのトラブルについて、保護者が、自身の要望に対して学校から文書での回答を求めた場合の対応

いじめSOSポストの周知

- ・ 「本人・保護者からの訴えや相談への対応」の中に、「各種相談窓口」及び「いじめSOSポスト」を周知することを記載

参考：
新潟県いじめ対応総合マニュアル 県立学校編（三訂版）
令和2年3月（令和3年8月改訂、令和6年3月三訂）
新潟県教育庁生徒指導課

管理職

- ・「学校いじめ防止基本方針」の提示
- ・いじめを許さない教育環境の醸成
- ・保護者・地域との連携
- ・県教育委員会への報告
- ・マスコミ対応

いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）

(1) 構成員

① 平常時

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、教育相談委員、SC

② 緊急時

①に加えて、生徒指導部、関係学年が委員会の対応方針に基づき参加し、協力して対応する。

(2) 主な活動

- ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善
- ・年間指導計画の作成・実施・改善
- ・教職員対象研修会の企画・実施（生徒指導部・人権教育委員会・特別支援教育委員会との連携）
- ・「いじめ実態把握アンケート」の実施と結果分析（人権教育委員会との連携）
- ・関係各機関との連携（新潟地方法務局、上越警察署、上越児童相談所、県立教育センター）
- ・いじめが疑われる案件についての判断
いじめの判断、対応方針決定について、必要に応じ人権教育委員会の意見を求める。
指導案検討、指導について、必要に応じ特別支援教育推進委員会の協力を得る。

未然防止

1 学習指導の一層の充実

- ・学級担任を中心とした学習環境の整備（教室における整理・整頓の励行）
- ・授業における規律の徹底
- ・生徒の主体的な学習活動を重視した授業改善

2 ホームルーム・特別活動・部活動の一層の充実

- ・互いを尊重し合える人間関係づくり
- ・それぞれの居場所のある集団づくり
- ・個々の生徒に対する評価の充実・改善

3 教育相談の充実

- ・個別面談（年2回以上）における観察・情報収集
- ・精神科医・心理判定員（上越児童相談所）等の積極的活用
- ・教員対象の研修の実施（特別支援教育委員会主催）

4 人権教育の充実

- ・人権教育委員会を中心としたホームルーム指導計画の作成・実施、及び人権教育講演会の実施

5 情報モラル教育の充実

- ・学年集会等における情報モラル指導の実施
- ・ネット上のいじめ等に係る教員研修の実施（生徒指導部）

6 保護者・地域との連携

- ・PTA総会、ホームページ等を通じた「学校いじめ防止基本方針」等の周知と協力要請

早期発見

1 情報の収集

- ・ホームルーム、授業、部活動等における日々の生徒観察の充実
- ・養護教諭からの情報提供
- ・定期的な個別面談における情報収集
- ・いじめ実態把握アンケートの実施（年3回）

2 情報の共有

- ・全職員で情報を共有する流れは以下のとおり。

〔観察・面談の結果〕

- ア 学級担任、教科担当、部活動顧問等は、生徒観察・面談・アンケート等の結果、気になる生徒がいた場合、当該の学級担任を通じて当該の学年主任へ報告・相談する。
- イ 当該学年主任は、委員会に報告・相談する。
- ウ 委員会は状況を検討し、いじめの判断と対応方針の決定を行う。
- エ 委員会の判断を受け、生徒指導部長は生徒指導に、学年主任は学年団と情報共有し、委員会と生徒指導部、当該学年団と協働して、情報収集・事実確認・指導案を検討する。
- オ 委員会は職員会議で情報共有すると共に、生徒指導部と学年団で協働し、対応・指導を行う。
- カ アンケートの保存期間は、事後対応も考えられるので当該生徒卒業後2年とする。

	いじめ対策委員会 等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・前期計画作成	1 学年オリエンテーション□ 全学年教育相談実施 人間関係づくりトレーニング	職員研修 (人間関係づくり) 教育相談週間
5月	保護者向け啓発 ・PTA総会・学年PTA	1 学年意識啓発講演会	職員研修 (ファシリテーター) 学校生活アンケート①
6月		体育祭 SNS教育プログラム授業(1学年) 風紀委員 挨拶運動 SOSの出し方授業(全学年)	
7月	学校評議員会① 保護者向け啓発 ・非行防止関係文書配布	いじめ見逃しゼロキャラバン活用事業(生徒対象)	保護者面談 三者面談
8月		企業・農業インターンシップ	
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・後期計画作成	授業参観実施 1 学年演習林実習	学校生活アンケート② (生活実態調査)
10月		SNS教育プログラム授業(1学年) 特別支援教育研修 薬物乱用・犯罪防止講話	教育相談週間
11月	地域の声を聴く会	高農祭 風紀委員 挨拶運動	職員研修 (SNS)
12月	保護者向け啓発 ・非行防止関係文書配布	3 学年思春期講座 2 学年修学旅行	保護者面談 三者面談 (気になる生徒)
1月	学校評議員会②	校内研究活動発表会	学校評価・授業評価
2月		1 学年スキー教室 SNS教育プログラム授業(1学年)	学校生活アンケート③
3月	いじめ対策委員会 ・年度のまとめ ・次年度へ向けた計画修正		

学級・学年づくり
人間関係づくり

個別面談による個人状況の把握(通年)

未然防止・早期発見に向けて

- すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- いじめ対策委員会は、基本方針、指導計画の策定を行い、全教職員に提示する。
- 各学年は、学年会議において生徒の状況について情報交換を行う。
- 上記「3」の結果、注意を要する生徒については、学年主任をとおして、月1回の企画会議に報告する。
- 学級担任、部活動顧問等は、一人で問題を抱え込んではない。

組織的取組のポイント

- 記録の徹底
生徒からの聴取内容、保護者とのやり取り等については、必ず時系列で記録する。
- ホウ・レン・ソウの徹底
「報告・連絡・相談」を確実に言い、重要な情報は確実に共有する。
- 危機管理の心構え
以下の「さしすせそ」に留意して学校全体で取り組む。
さ 最悪を想定する
し 慎重に対処する
す 素早く対処する
せ 誠意をもって対処する
そ 組織全体で対処する

具体的取組について

- 生徒対象の取組
HR活動やその他学校行事等を通じて、人間関係づくり、集団生活におけるマナー等の指導を行う
- 保護者対象の取組
PTA総会、ホームページ等を利用して、学校のいじめ防止等に係る取組について情報提供するとともに、家庭における一層の協力を要請する。
- 教員対象の取組
いじめ防止に係る資質・能力の向上を目指して実施する。
(1) 校内研修
① 特別支援教育研修実施
② 情報モラル研修
ネットいじめの現状と対応策について研修する。
(2) 授業公開週間
生徒の主体的な取組を重視した授業を目指し、全校体制で授業改善に取り組む。

